

中
外
新
聞

己巳

自
立
二
十

服部文庫
117
92
2



官 准

明治二年己巳

中外新聞

自 第十一 至 第二十一

號



表



イ17
92
2

中外新聞第十一號



明治二年己巳四月廿六日

東京出版

去月以來度々外國人へ對し粗暴の所行いよし者有之
付尚又市中一同へ心得違ひ無之松の布告あり且外國人
上陸場并遊歩の路筋へ忍び警衛の兵を置らせらる
外國交際の事よ付て議論紛々とする故に此度公議所よ
於て各藩の意見を出下問あり評論十七日を始めとす是を
日誌よ出づるを以てことよ贅せず
其後箱館の動靜一の確報を得ず者官も一信報の採るべき

第十一號

者あらざる寄贈一玉ふべし

○駿州沼津警局の告示

此度當地警局は取建相成いたる天朝より仰出に趣も有之は家中よりは領分の市在に至るまで普く病患を免れさせ度との厚きは仁恵に付病氣よて療治願出度もの左のケ條相心得沼津西ノ條警局へ可申出事

第一は家中の者を以て役名宿所姓名相認に手札差出可申事
第二市中又を在方の者を本人手札の外引受人手札相添差出可申事

第三診察を毎代よて致し可申事

但朝五ツ時より九ツ時までは限り可申事

第四藥劑を警局より張出しに通元價同様の代料上納し付申受けは都度々々相納可申事

但貧窮の者を其頭支配より願書差出いたるは施藥を成下可申事

第五大病其外事實警局へ出兼に者を其譯申立次第見舞可申事

第六病院出來までの間を場所手狭に付寄宿病人を預り兼に事以上

附種痘を同局よて施し間右の振合を以願出可申事

明治二年己巳年三月

沼津西ノ條 警局

○第九號横濱本村清次郎妹一件の續

前の新聞より或る外國人本村邊より外國人日本の女を打擲せし始末を訴へ出たる者あり且ゴールブル氏も之を證せしより遂に吟味し成たる由を記せり依て其落著の評決を左に略記す

此吟味落著の書面は英國のムニシパル、ダレクトルあるベ
ンソン氏の手記あり

按よゴールブル等も皆本村山の手在留の英兵あるべし

日本の婦人打擲を受けしといふ説あれども本人既し相模國へ歸りしよりて確證を得難し尤清次郎妻の申立しを外國人の衣服容貌云々とあれども此地に在る兵隊常用の衣服を皆紺青色なる故に兵隊中の者も非るを知るべし又取締役ダイロンも此の如き不法の事をなす者を咎めず其儘に捨置きしやとの詰問ありしは同人も其時し當り一人もク松の人物を見留めずと云ふ又此事を酔興より起れりと云ふ説あれども其晩にダイロンの嘗て酒を酔をざりし事を知らずトデニヒの兩人之を證せり依て最後の吟味をゴールブルの料理人ある女も及べり此女の申し立しをデニヒ

一なるもの棒を以て日本の女を打擲せんとせしが其女早く逃去りし由を云へども到底證迹分明ならずざるを以て全く風聞の錯誤なるを決せりされど是が爲に兵隊中の者を罰する事あるべからず

ベンソン手記

○

四月十九日加茂社葵祭執行とせらるゝに付て御遙拜の儀式あり

同日左の通り 仰付の由

學校官副知事

秋月右京亮

制度寮撰修兼勤

福羽五位

制度寮撰修但是迄の職務は免 森 五位

同准撰修刑律取調専務 但同 水本保太郎

同斷 但同 津田真一郎

同准撰修 但同 神田孝平

同斷 但同 加藤弘藏

同録事 但同 金井文八郎

右聞に隨て記す遺漏を追て補正すべし

駿藩前島來助、雲藩飯塚修平の建白書を得たり長文あるを以て左に其要領のみを抄録す

第一漢學を廢する事 子弟六七歳より十四五歳の間漢字

を學ひ漢籍を素讀すと雖も其業を止め各其職に就くに至
ても忽ち所學を忘却し往來消息の文をも裁し得ざる者居
多ふり此の如く學ひ難く益少き課業を以て幼稚最も教ふ
可きの日を空くする事惜む可きの極あり云々

第二國文を定むる事 假名を元漢字の略体ふれども習用
既久く且便宜あるが故に是を一定の國字とし古今雅俗
及漢洋の語を通ずる學者を集め討論講究して文法を定む
べし云々

悉く假名を用るときと句讀誤る事あらんと云ふものあ
れども物語類歌書并今の草雙紙の如き既悉く國字
を用ひて差支無し○漢語洋語の既世に熟知する者之
を廢するよし非ず只皆國字を以て書すべきのみ云々

第三所在學校を設る事 先づ大に學校を興し府藩縣の生
徒を教へ成業の後各府藩縣に遣し國文國語を精細に授け
且文を以て記ししる書冊を其分應じて教授し是より民
間一般大九百戸以上は一小學校を設け男女共七歳以上皆
此國字を以て國學を教ふれど天下到處教へ無きと無く學
校あらざる處なきの美を盡すべし云々

第四學問の順序を立る事 従前の學問順序無之五六歳の
童子も老儒の猶能く解せざる書を読み民庶の賤も亦帝王

宰臣の難しとす道を講ず故に或を放言粗豪に流れ或を
浮華詩文に耽り其甚きに至てを政を議し君を誹り法を犯
俗を亂るに至る故に公卿大夫より下庶人に至るまで六
七歳よりして學に入り先づ國字假名遣ひを學び夫より孝悌
忠信の道を書入よりして極て解し易き冊子を讀まりめ國史
の大略人物傳等或を國産の動植鑛類より地理風俗の記次
の外國の地理風俗人情物産漢土西洋の人物傳等皆書入る
て容易に解すべきものを授け素讀の舊習を改め總て反復
丁寧其意を會するを度として教授し其間算術を兼學せし
むれど尋常十二三歳よりして今日世上弱冠以上の智識は達

すべし此時より及て庶人を各其産業に就くしめ士大夫の子
弟を歴史地理萬有窮理其他諸學科の書を授け文武諸學各
其志す所を專學せしむべし但經學を修るを謹て先其人を
觀其行を察し言行人の師とある可き者を撰て之を修學せ
しめ成業の上を教師とあり休日毎に講堂に臨て講釋し士
民を集めて聽聞せしめ以て道德を修めしむべし云々

地理歴史等を教ふるに都て先我國の事を初より外國の事
を後よりすべし從來邦人最初より外國の書を讀む故に唯
彼を知りて己を知らず支那西洋の沿革を諳して却て我
國體の如何を不知古人を論ずるにも楠正成を孔明に似

第 十 一 号
とり加藤清正を雲長より彷彿とりおど云ふが如き主客の
辨を失し竟し人を以て我國を卑み彼を尊むるむる至
る最可歎之至云く

第五國文を以て有用の書を譯する事 漢籍よても洋書よ
ても諸學科有用の書を悉く國字を以て之を翻譯し廣く天
下は分與すべし只漢字洋字を學ぶ者を各國交際の用は供
する通辨人と各國の書の翻譯者とのみよ止りて事足る可
し云く
魯西亞の英主ペートル諸國を周遊し歸國の初先外國の
書を國語に譯せり英雄の事跡鑑る可し云く

中外新聞第十二號

明治二年己巳五月二日

東京出版

箱館の新報告

去四月上旬津輕青森より出帆官軍追々箱館へ渡海の趣を
報告ありしは戦争の始末を諸説紛々として確ならず故に
暫く置いて記さず然るに二三日前一封の書を得たり是れ四
月十九日附青森出帆の蒸氣船便に託せし者なり其文は曰
本月六日脱走賊追討の為海陸兩軍江差并乙部より進撃
戦争に及びし處賊徒丈ふる事能えず敗走いしし陸軍上陸

追く進攻し松前口うづら越山道兩所戦争有之いづれも官軍勝利尤松前口頗る苦戦よて死傷も多く有之い云々

一説は最初官軍の斥候隊松前口よて脱走兵よ出合ひ大敗し其後二の手を操出し勝利を得たりと云ふ

右蒸氣船乗組人の話よ海上よてストロール其外の軍艦よ遇ひとり廿一日頃箱館攻撃あるべき筈と云

當時追討の海陸兩軍共よ悉く青森を出帆し只肥後と津輕の兵と残り在る由

又云松前城下も既よ攻撃ありて官軍勝利の聞えありと

○

薩州侯并よ大久保市藏五代才助伊藤俊助吉井幸輔等東京へ來着のよ

此頃中度々市中よ種々の風説あり横濱よ何う六ヶ一き事起りし故兵隊を操出しよ相成由又よ脱走軍船一艘入津せし趣ふど流言有りと雖も皆信ずるよ足らず

去廿四日富士山船よ相向ひて大砲を放つ船あり富士山船中の官兵大よ驚き速よ蒸氣機を催し彼の船を目懸けて颯ハヒ出せしよ全く他の故よを非ず佛蘭西船よて祝砲を放ちしありと是を慥よ船手の人より聞きとる話あり風聞よを此類の事を大キ言ひ立る事あれむ安りよ騒ぎ立つべからず

○珍一き裁判の話 外國新聞抄出

近頃の事なるより亞弗利加州の東岸なる英吉利領地二年
 來り住みとる英國の商人ありけり數年前までを莫
 大の利潤を得て何不足無く暮しけるが近來商賣の損耗打
 ち續きてをうぐりき利益もあらず依て帳面を取調べ古き
 貸金などを取集めしは英吉利の本國なる高仲間の内よ
 り餘程の貸金も有りければ自身往きて催促せんとしける
 手代某やす松主人公を家より留りて尚又其他の用向を弁
 白玉ふべし本國の貸金を不肖ながらも某參りひて一文も
 残さず取集め三ヶ月の間よを歸國仕るべし必は心安く思

し召せと事も無げし請合ひければサスガ流石イナも否とも言ひ兼て
 其意を任せ門出させけり然るは其後半過ても何の音信
 も無りければ主人も今を堪へ兼て本國の飛脚船に飛び
 乗り往きて様子を尋ねしといづれもひとしく答ふる松五
 ヶ月以前其元の手代來りて古借をとりし故利銀を添へ
 て皆濟せりと其詞偽ならず其上手代の自筆にて請取書さ
 へ有りければ扱を疑ふ所も無く悪きを彼奴の仕業ありと
 て行方を穿鑿ありけれども更し知る可きよしなきも無けれ
 ば餘儀無く本國に歸りしが悲歎の餘りよ心や亂れけん已
 づ家へを歸らざりて或る夜其地を支配する奉行屋敷の門

内にて六竅のピストールを以て自殺しけりピストールの
 玉面部をうけて頭腦へ打抜き骨砕け形壞れて誰とも見分
 け難かりしが手は一通の書付を握り持とり之を披けど其
 姓名并に住處商業を委く記し次に惡手代某は四萬餘金を
 奪ひ取られ妻子親族は對しても面目無く此身の不幸を歎
 くの餘り終に捨身し及べりありあれ賢明の官吏彼の手
 代を召捕り鞫問して重料を行ひ吾が黄泉の靈を慰め玉へ
 と書きとり奉行をやがて其屍骸を檢視し叔妻子を呼出し
 惡手代の事を爲すべき程こそあれ程無く此地に呼寄せて
 仇を報い遣すべし此屍骸を懇に葬るべし愁傷を限無くら

ん去ふがら思ふ子細あれど此事人は洩すべからず主人を
 急病にて死しとると言ひ觸らすべし當役所の下役も其意
 を得て妄に浮説をかすべからずとて妻子を葬式の入用
 を與へ彼の手代の事に至りて老人相書をも出さず穿議の
 根子も無かりけれど人皆如何と思ひけりくくて數月を経
 る間此商人の死去せし事を聞き今をうしろ安しと思
 ひけん彼惡手代を亞弗利加に立歸りすごとくとして主人
 の家へ往き誠しやうと言ひけるを先頃英吉利國に立越え
 諸方の貸金を取集めしと思ふ程を集らざりしが主人の
 待ち遠し思し召されん事を計り一先歸帆せし處海上にて

難風の逢ひ亞墨利加洲に屬するより見も知らぬ無人の島
に漂著せし其處に海賊ありて金銀品物悉く奪ひ取りあ
まのさへ奴隸とちして責め使えり其悲しき語るよ詞も
盡し難し辛うとて人の助けよより逃れて此地よを歸り来
つれど取集めし金を失ひつ身アカシを垢染たる單衣のみ然るよ
主人公も近き頃病死おされしとの噂胸も潰るよ計ありと
空涙を流して語りけるよ奉行を早くも手代の来りし事を
聞知りけん捕手二三人入り來りて有無を言せせず連行き
けりうして手代を様々の鞫問有りけれども答ふる所初の
如くよて辯舌水の流るよが如く奉行も殆もてあまし彼の

屍骸の手よ持とる書置の一通を取出し此の如き證據有り
ても猶あらそふやと問ひければ手代を少しも憶する色無
く主人自殺の事を嘗て存ぜず萬一左松の事ありとも夫を
狂氣の上の事おれど何の證據より成いべきと空りをふき
てぞ答へける奉行重ねて問けるをさらば汝が主人の魂魄
此處に現れ來り汝を鞫問する事ありとも其詞を違ふまど
きや手代答ていふよも違ひいふまどさへと地獄の閻摩王某
が主人を召連れ只今出現せらるよとも聊恐れいえずと言
葉を放ちてゆければ然らば主人の靈魂を呼出し汝を糾明
さすべきぞ人と彼を引立よと詞の下より下役共彼手代を

引連れて薄暗き一間の内よど入れ置きける稍暫ありて一陣の風聲サツと聞えて荒らうよ障子を蹴放ち主人の幽靈ケ顯れ出でて赤アキ染みさる衣を着しさも恐ろしき顔色にて手代を白眼ニラミて立さりけり手代を魂タマ体ミに添ツかず只ぶるぶると振り出し是までの悪事の數々一つも残さず白狀し此上を命ぞうりを助け玉へと叫びけり奉行を頓ヤカてこゝよ立出一白狀の趣を書取り罪科を申渡し扱手代の隠し置きさる金銀を取戻し彼の商人の妻子と與へけれを共々感涙を流しけり扱死せしと思ひし主人も蘊生しされど元の如く家は歸りて商賣を營むべしとて奥の一間より呼出せども今見

し幽靈よ引替へて昔よ替らぬ姿おれど人皆奇異の思ををしけり扱此始末を尋ぬるよ悉く奉行の意匠より出たる事よて初め主人の英國より歸りし時委し其事情を問ひしよ彼手代も中々尋常の手段よて糾問の成り難きを知り主人を奉行の家よ隠し置き折節年の頃似寄りたる死罪の者ありけれど法の如く縊り殺して之よ商人の衣服を着せ小銃よて顔を打損し置されど妻子も敢て疑わず尚手代を釣寄せんが爲よ表向病死と披露し終よ悪手代白狀よ至りしとぞ

○四月廿五日出板新聞紙の譯北地報告

昨廿四日大坂を號する船入津し左の新報を得たり
官軍蝦夷より上陸し松前を取る○榎本を既に逃れ去りし欵
然らざれば船を捨てし潛匿せしと見えたり○官軍の兵力
強盛よして戦ふ毎に勝を奏す○大坂船出帆の時の話よ
今廿四日箱館を攻撃すべき用意ありと○右の如くふれど
不日よ鎮定の報告あるべし

○過三厄利那島拿波崙帝墓

作者不詳

長林烟雨鎖孤栖、末路英雄意轉迷、今日弔來人、不見霸王樹畔
鳥空啼

或曰此詩を榎本金次郎和蘭より遊學せし途上の作ありと

中外新聞第十三號

明治二年己巳五月五日

東京出版

唐國諸港税銀并阿片烟の事

唐國朝廷の諸費とれを全國より取り其歳入甚多しと雖も費
用も亦夥しうるべし田畝の税も外國人より是を算計する
事能くされとも諸港の税銀近年の高左の如し

甲子年 七百八十四萬五千三百六十五ドル

乙丑年 八百九萬六千二百七十五ドル

丙寅年 八百六十八萬五千六百三十ドル

丁卯年 八百七十八萬五千三百三十六ドル

戊辰年 九百四十二萬五千六百五十六ドル

右の通り年々税銀の收納相増すのみならず全國田地の年貢其外諸運上莫大の事あるべし然るは金庫常に充實せず毎々差支へ勝る由定めて無益の費多き故あらん

阿片烟の輸入を兎角之を制止する事能はず實は唐國の爲に歎く可きの第一なり一千八百六十三年より去六十八年まで六ヶ年の間阿片輸入の總高三十一萬七千六百八十二担よりして^{担を百斤を云}此價銀一億五千六百五十四萬五千九百十五兩あり夫れ民口を年々増加するものなれど經濟は深

く心を用ひ物産を多く開き荒地を墾闢し百工の業を盛にし務めて國民を富ますの術を盡すは非れを常に財用不足の患あり然るは毎年此無益の物を買入れ國內の人民をして有用の財を散せしむるのみならず強壯の男子は烟を服すれを病身とかりて生産を營み難きに至るを思はず諸港の役人も只税銀の年々増す事のみ心を奪われ之を禁止する事毎し此の如くして十年廿年も續きさらば唐國一般の衰微窮迫疑ひ無し

○亞墨利かの雜事

ニウヨルクより大なる新聞紙局二ヶ所あり其他新聞紙の

種類多しと雖も彼二ヶ所の如きも一方も毎日六萬〇七百五十枚ツ、賣れ一方も四萬七千枚ツ、賣出す故に中以て人工よてを字を植ゑ摺立る間も合ひ兼る程の事あり依て近來も電氣機よて銅の活字を拵へこれを植ゑ且摺立るよて蒸氣の仕掛を用ふと云ふ

幾那といふ樹皮を第一瘧疾其他諸熱病に用ひて良効多く近來も此皮より白色の鹽を分ち取り之をキニ子と名け萬國の醫家欠くべからざる物とす然るよ此品南亞墨利加のみ出る故に價頗る貴し英吉利人これを患へて其種を印度の地方よ移し植ゑるよ氣候水土相適當し追々繁茂よ至

り即今既よ五十一萬六千二百七十本を植附とりと云

此亞墨利加治平の後を益物産を開く事を勉め年々國産の増加する事夥し故に四ヶ年の間戦争の費用莫大よて數多の借金有りしとも殆既よ皆済よ至れり國內産する所の

綿花一千八百六十六年 百八十五萬五千苞

一千八百六十七年 二百三十四萬苞

一千八百六十八年 二百三十八萬苞

大凡一苞を四十ドルと見積りても一年の出來高九千五百萬ドルよあさる此一事を以て富國の本源を産物よ因るを知るべし

右數條を香林新聞より抄出す

の論進士及議

佐倉議員依田右衛門二郎

公議所日誌卷八上より其大略を抄せり今其全文を得てこゝに附載す

一及第の法を立てんとおらむ先づ天下に學校を立つ可き事

神田氏論する所の及第法甚よし然れ共教の本を立てずして試の法を立てるも未備らざる所無きよし非ずされを兩京をさらおけり先づ諸州に學校を興し科目を立て各其師を撰みて教へ導くべし其師を選するを諸藩士

民間に限らず天下に令して其人を參らすべき由を仰せ下されて先これを京師に試み其人を分配して諸州の教師とあす諸州の學を立てよを其費甚多かるべし是を其地の高税を以て之に充つ可し

一大學校に試る可き者を先諸州の學校にて試み而て後大學に貢すべき事

諸州の學校に學生幾十人と員數を定め置きて其才を試み學校に養ふべし學に在る事三四十年して再び之を試み優等ふれを別ち京に上せて大學に試るべし志ありし時を照用の暇を費さざりて真才を得る事ある

べし若しさる下試無ければ大學にて試みる人多くして其煩は堪へず終は疎漏の弊を生ずるに至るの患あり

一試官を其人を得ざれを試るも益無き事

神田氏の議は試官を議事所にて撰すべきよしを載せしれ共議員等悉く其人を識りたる者あるはあらねども是も名のみにて其實を覺束無し知る第一條は云ひし兩京大學の教師或は諸州の教師中其學才勝れしものを官より撰みて其試は預けらせんよと但し其私情にて依怙の事も有るべき嫌疑無きよあらねば議院

よて然るべき者數人これを監するも可なり

一進士等已う科目の外は必ず時務策を試る可き事

進士等已う試は應せんとする科目の策問を言ふまでもあらず宜く別は時務策一通を試るべし是は醫學博物學よても當時は行むべき事件は就き兩難の言を設けて其才識を試るなり藝のみありて才識無ければ物の用は立とずと知るべし

一奇材異能の士を別は保舉法を立つべき事

天下は奇材異能の士ありて學校は學び其試を受くるを屑とせざるものありとも定め難し然る時を朝官

人を擧げて其材を以て官に叙すべし是も保與法
として擧ざる人其士を用立つ可きものと請合ひ萬一用
立ざる時を擧げざる者を罰して其士を退く可し此
の如くふれと輕くし人を擧げず擧ぐれと必奇傑の
材を得べきものあり

○外國新聞の譯

シエス地峽掘割の土工追々成功し去月第十八日即日本三
月七日はヒトルレーキと名くる池まで地中海の水を引き
入れたり

土耳其國と波斯國と不和を生し既兵端を開うんとせしが

雙方國內より少く穩おらざる事ありし由因て今日まで先平
穩あり

倫敦よりの信報より西班牙國の軍船キバ島に發向せし由を
申越し亞墨利加の報告より合衆國の軍船八艘大砲通計七
十七門を備へて西印度海へ發向せりと云ふ然れども不日
はキバ島を争ふの大戦あるべし

西曆四月八日の傳信機報より英國の太子を妃と共に土耳
其の都より希臘の都アテネへ著せられし由

佛蘭西と比利時と二國の間は在る鐵道の事より付て異論出
來せしが今以て熟談に至らず

西班牙よりの新報を以て大判部内アオスタ侯を以て西班牙王の嗣と定むべきの評議ありと云ふ

○十一號轉任の補

松岡七助昌平學校判官事に進み仙石銳雄同權判官事と任す

大原少將議長と任す森五位當分議長兼勸元の如く神田孝平副議長兼勸を命せられ小野清五郎史官と進めらる

化學提綱八冊 宇都宮鑛之進譯 柳河春三校刻近日出來

中外新聞第十四號

明治二年己巳年五月十一日

東京出版

○暑中養生方心得の事

毎年梅雨の頃より七八月までの間に氣候の變化は依て種々の病を發する事あり故に誰も心得ざる事ありら尚更日く養生方よ心をを用ひて豫め其患を防ぐべし故に名醫の説は隨て最肝要なる心得方を左に略記す

一日中よく可成丈歩行すべしらず止む事を得ずして他出する時笠又て日傘を用ふべし頭を突日は當る事大毒

あり

一 毎日身体を洗浴し、トゆぐん下帯寝巻など洗濯を怠るべ
うらず是れ最要件あり

一 大酒大食すべからず腐りたる物を言ふよ及せず少しよ
ても味の替りたる物性合の宜しうらざる物を食ふ事な
られ

一 半熟の菓物を食ふべからずよく熟して柔よ成たる物を
苦しうらず梅桃杏の類半熟の者を砂糖水よて煮て柔よ
ふしたるものを毒無し

一 渴く時を冷水を飲む事苦しうらずと雖も汲て日を越し

たる水又を濁りたる水ふどを飲むべからず

水を飲むよを砂糖少しを入れ酒石酸や橙汁や或を葡
萄酒少しを加へて飲め渴きも早く止まり且毒よ成
らぬあり

一 座敷部屋いづれもよて込めて置く事甚悪し毎日幾度も
窓障子を明けて新しき風を通すべし若し病人ある家よ
ても尚更新しき風を通す事肝要あり

但し夜風を成る可き丈あたらぬ松よすし

一 熱の出るう又を俄よ下利する事あらざ速よ醫師の診察
を受くべし軽くし思ひて大病を引出す事あれど假初

の症よても油断すべからず

其外右七ヶ條は准卜て養生を怠る事無うれ

○
横濱新聞紙は曰寺島陶藏此度會計官に任卜近日江戸に移
らんとす此人を外國の事情は通達しとる能吏あるを以て
外國人其當港を去る事を惜む者少うらず

飛驒國に一揆起りて知縣事の邸おとを打毀ちとる事を既
に世上は知る所あり新宮藩飯田鞭兒命を蒙りて其場所
一鎮静の爲出張一段々取静め方行届き當分在留致し跡々
所置を成し兵は松よと土民の願よより其事を 朝廷へ申

出い處則ち飛驒の知縣事よに 仰付い由

以大利國^{イタリヤ}人此頃上州邊へ發足せし由是を彼地養蠶の根子
を見且種紙を買ひ入れんう爲あるべし

ロンドン新聞紙は曰以大利國近年蠶の病流行して生糸の
出來高大に減しとり六七年前までを毎年出來の糸大凡平
均して三百七十一萬斤ありしが近來減する事左の如し

一千八百六十三年を 二百三十萬八千斤

一千八百六十四年を 百七十三萬一千斤

一千八百六十五年を 百七十九萬九千斤

一千八百六十七年を 二百萬斤

一千八百六十八年を 百九十萬斤

但一斤を二百六十六匁よりして英の二斤二匁ある

右の如く年々の出来高殆以前の半減に成る故に種紙を撰ぶ事最も急務と成りて就中日本産の種紙を殊更珍重すと云へり ○蠶種説を参考すべし

○

英政如何 鈴木唯一譯 第四卷出来 第五卷近刻大尾

泰西商會法則 神田孝平譯 一冊 出来

○出版條例

右一本を學校官より印刷し頒與せらる然れども

尚普く世に知りめんぐ為に附載す

一出版の書を必著述者出版人賣弘所の姓名住所等を記載すべし ○ことへ一枚摺の品と雖も亦然り

此法則を犯すものを罰金を出すべし

一妄に教法を説き人罪を誣告し政務の機密を洩し或を誹謗し及び淫蕩を導く事を記載する者輕重に隨て罪を科す

一圖書を出版する者を官より之を保護して專賣の利を收めしむ

保護の年限をおほむね著述者の生涯中と限ると雖も

其親屬これを保續せんと欲する者を聽す

一圖書を出板するに先立ちて書名著述者出板人の姓名住所書中の大意等を具へ學校へ出し學校にて檢印を押して彼に付す此れ即ち免許狀あり此免許狀を併せ刻すべし

一出板を願ふ者も書面中幾月後刻成を待ちて其書を納むべき事を記し若し刻成らざれば別期を延ぶるを請ふ

一刻成るの後五部を學校に納むべし

これ各所の書庫に頒つ為めあり

一官に告げずして書を出板する者并に之を賣弘むる者あ

れど版木及び製本を没入す

但し之を賣て得る所の金も亦官に入る

一官許を受けずして偽て官許の名を冒す者を罰金を出さしむ

但し未だ發兌せざる者と雖も亦然り

一重板の圖書を板木製本盡く官に没入し且罰金を出さしむ ○これを賣弘むる者亦同ト

罰金の多少を著述者出板人の損害の多少に準す

但し罰金を即ち著述出板の本人へ附與する償金とす
一凡そ新に舶來の圖書を翻刻する者も亦專賣の利を收め

一 凡そ舊板漫滅するを見て再刻を願ふ者と磨滅の度より従て聽す

一 凡そ著述及翻刻の圖書雙方よりして願ひ出るよ於てを譲り渡しを得て出板自在あるべし

一 翻譯練兵書類を専ら新式を崇ぶを以て歲月の限あるべからず且大圖を縮小し小圖を拓大し或は舊本より評注を加ふる等の如き臨時に議して本人より害なき者を聽す

一 凡そ活字よて出板する者亦此例に同し

一 凡そ圖画肖像戲作等も亦之に准す

附録

一 學校中出板取調局を設け兩費の官員相集りて免許を與ふべきや否を議決す

一 も願書よても議決し難き者あれど時として草稿を出さしむ

一 學校知官事の許し一箇の印を藏して免許の檢印とす

一 學校中よ於て願濟の書目を印行して書肆に付し毎月或隔月嗣出して著述者の參照し便し剽襲を防ぐ

一 三都書肆中の人を撰び年行司を置いて互に相議察せしむ

一出板の法を犯す者を所在裁判局よ於て科斷す

此は送り時日を曠くし事機は後るゝの患ありて文化を傷
する事少きは非ず本局命を蒙りて出板を監するを以て議
して此法を變ト以て此患を除く然りと雖も嚴に約束を為
さずして安し書を刊行して世人を惑はさむ其害更は甚し
らん故は條例を頒ちて遵守する所を知らしむ若し條例
を犯す者を固より人々得て責る所の罪あり

明治己巳之夏四月

學校權判事附識

○出板願書の案文を次號の新聞に載す

中外新聞第十五號

明治二年己巳五月十五日

東京出板

第十四號出板條例の續き

出板願書雛形今一例を擧ぐ

一通差出一一通を檢印を押して願人は與ふ
覺

一表題

冊數及び製本の大小

何月まで出板或は全部の内幾冊出板

右何々の事を記載仕し書よて

○書中の大意を記す之が提要を示す明白なるを要す
一切に條例の背きい箇條更は毎之に間私藏板又は出版
仕度此段奉願は若し發兌の上は尋の依り私共引受可し
奉存以上

月日

著述者或翻譯者 身分 姓名 印
任居

出版願人或社中 同 姓名 印
同

おれも連名す

若し翻譯書ふれど其原書の年代人名國名を記すべし著述
者没後おれど其姓名等を本文の中は記す翻刻の書おれど

詳し其原本の次第及び類本有と無等を記すべし其他大圖を
小圖は爲し舊本を改正増補する等の如き皆條例は照し其
要を記して願ひ出づべし

○香港新聞抄出 印度人の話

印度國よてを愚民の習をよて禽獸蟲魚を神とし禮拜す
る者多し夫は付て近頃をろしき話あり或る一村よてを鴈
を神とし又一村よてを魚を祭るの風俗ありしある時東
村の者西村へ來りて言ひけるを汝等何故は吾等が祖神と
仰き奉る鴈を捕へて食するやととへ吾等を其罪を問はず
とも神罰忽ち至るべきぞと散ると罵りければ西村の者答

て曰魚を吾等が始祖の權化し玉ふ所あり然るは先頃汝等
恣に吾が先祖を捕へて食ひし故其仇を報せん爲は汝の先
祖を食ひしなりと

○同 蛇の怨念崇りを成す話

唐國の江村壩といふ所は住する一人の民ある人より蛇酒
の製法を傳むり是を製して常に服すれも強健なるべし
との妄説を信し蛇を殺す事數十足に及びし或る時酒を
浸したる瓶の内をのぞき見んとせしは瓶の中より何れも
知らず飛び出て鼻を噬み付きしより引き離ちて見れど死し
たる蛇の頭なり是より其鼻腐り落ちて生れも附くぬ片輪

よ成さり物の怨念をおそるしき事よと

世よまむしかどを藥喰は食する者あり益無き事あり本
文の如き怪談も常に有るべき事ならねどまむしの類を
頭は必ず大毒あり是を齧されて人の死するも頭の毒直
ちよ人身は傳むる故あり誤て俗説を信し非常の物を食
ふべうらず○まむしの頭は毒囊ある説并に齧されたる
時の療法も次號より出し夏月旅行の人よ告知すべし

○幻院取建の儀に付奉願に書付寫

下總國千葉郡千葉町

佐倉領 百姓 重右衛門

世の諺よ一年の策を成す者も穀を植十年の策を成す者も
樹を植廿年三十年の策を成す者も人を植と是れ俗語と雖
も用おるの詞と身存は爰は肥沃の地ありと雖も人種あら
ざれど耕耘をおすべからず尋常經濟を談する者地勢の昂
低を不測して池沼を乾らすを謀り人員の多寡を不算して
新地の開墾を説く誠よ可笑の空論のみ然と雖も人種繁殖
の術を得て後これを知り又實論と變らざるべけんや
既に舊臘産婆墮胎の伎諱として 御告諭は布令を爲在
以上も愚夫頑婦も奉感戴忽ち本然の善性よ立戻り可しと
必至の勢よは座いへ共不知者不信不信者不服も天下の常

情よて人種撫育も後來の大利と目的を顯し見せ不し
ても舊弊一洗速に難行届可有之哉よ奉存の方今 皇國文
明開化の際會よ奉遭遇 天恩奉戴仕は伎を大人君子と雖
も何を分ち可し哉と發憤の餘井蛙の管見を不顧忌諱味死
を中上は夫承りいよ西洋各國よ於ては都府邊境と雖も數
十ヶ所の幼院を置き貧困難養の小兒を撫育し生長よ至り
學校よ於て各志す所を學び業成る後數年の定限有りて或
も官よ奉仕し或も工職を勵み其月給雇料の内を以て他年
養ふる所の雜費を償ひ限満れも己の儘よ生父母の家よ
歸るを許し終よ孝道を全くせしむる由是を以て人員年々

月こよ繁殖一國を富し兵を強く一隆盛極りゆく今日の姿
よ至りし由其根元を人種生育の良法よ得る處よして可羨
の美事と存存は今西京東京を 皇國の首府遠境僻地の
自して教とする處あるを以て先づ試よ東京府内よ於て些
少の幼院取建し度古語よも千金の裘を一狐の腋よ非ず臺
榭の椽を一木の枝よ非ずと承りしはもと都て會社の法を以
て東京府内有志有力者を辨解し富者を財を出し貧者を力
を出し相助けて盡力仕はれむ年を不經して數十ヶ所の盛
大よ至り東奥西紫も此法よ依り取建はれよ成行富國強兵
の基礎とも相成可し哉と存存は尤其諸費も許多の事よ可

一有るは一其爲の一部懐不を爲捨は尋問も下置は節を院
中規則入費の出處等仕法微細よ書取入尊覽可しは何卒此
段深くは汲量を爲在一區の地拜借も 仰付は下置幼院
取建相成はもと難有仕合奉存は誠恐誠惶頓首と敬白

巳四月

○郡縣論

細川潤次郎

夫れ二主の家を必争ひ二君の國を必亂は是を以て近來の
議者一地球中須く只一君有るべきの説を唱ふるも亦過よ
りとせず況や其國よ數君有りて君權の及ぶ所復畛域無き
よ於てをや今我が建國の制を考ふるよ大小侯伯中下大夫

各其土地人民を私有して自ら一家の法を設く所謂封建を
する者よして猶數君あるが如し試よ一昨年前の勢を以て之
を論ぜども 天子將軍藩主皆特權を有して一も君よ非ざる理
し而して公武の百官より陪々臣よ至るまで其事なる所を
以て其君と一家老の臣と家老を君と一家老を藩主を君と
一藩主を將軍を君と一將軍を 天子を君とす是れ一人よ
して四君あり全國よ涉りて之を論ぜども幾百君ある事を知
らず若し其弊を言む、家臣と只家老の君とる事を知りて
復藩主ある事を知らず藩主も只將軍の君とる事を知りて
復 天子ある事を知らず一旦其事ふる所の人方向を錯ま

る事あれば争ふて叛亂悖逆の事を助けて少しも怪む事を
知らず却て至正至當の理とするよ至り隨て之を見る者も
亦曲直邪正を倒置して復これを辨ずる事能たまさるよ至る
夫れ曲直邪正の分別も須く黑白氷炭の相反するが如くあ
る可きよ今や一切倒置して復と辨す可うらざるよ至らむ
天下何よ由てう治まらん億兆何よ由てう安うらん是れ蓋
し保元平治の際 皇綱紐を解き武門權を擅するの陋習
汚風を承け鎌倉室町氏の世干戈相踵く所以あり而て徳川
氏東照廟以來橐籥の久を致す所以の者も唯其勵精銳意の
然らしむる所よして封建制度の故よを非ず於是乎近日物

議沸騰し志士扼腕して一大變革を爲すに至れり夫れ已に封建の制度を以て不良とせむ宜く之を代ふるの制度を考ふべし郡縣の論起らざる事を得ず

右第二篇より第四篇まで副刻

○新報

先日盛岡にて官軍へ降伏せし脱走兵隊に加せり居し外國人を一應吟味有りし處佛蘭西人に相違なき故去る八日佛蘭西にニストルへ引渡しま相成り外佛蘭西人の手よても八人程召捕さる由いづれも佛國政府の裁斷を受くべし然れども北地も不日は平定に及ぶかむべし

中外新聞第十六號

明治二年己巳五月十九日

東京出版

箱館新報 ○ヘラルド新聞より譯し出す

ケトロゴンと名くる佛國船箱館より横濱に到着せり此船中より幽閉せられし佛蘭西人數名あり是を皆脱走兵に與せしものあり故に今度悉く召連れ歸りしふり此輩を多分罰せられてサイゴンの戍兵とさるべしとの風評あり此船出帆の頃までも官軍と脱走兵との戦争全く止まざりしが脱走兵の方追て敗軍の松子かれを堡其外共追て官軍

の手よ入るべし

横濱より歸り来りし人の話よ右佛船の中よを日本人多
人数乗り組居る由よ右日本人見改めの爲よ役人兵艦
いへとも佛の船將堅く斷りて人を入れず依て一兩人ツ
、裁判所へ呼出し度旨掛合中の由

一説よ去月下旬脱走兵大舉して官兵の籠りよる福山城
を襲ふ官軍を勝ほこりよる儘よて備へ怠りしを不意
を打されく大敗し死傷夥しと此説諸より吾が新聞社
中へ報告ありし時日詳ならず且慥なる官報を聞けさ
れを其真偽を決する事能はず

附 脱走方よてアジールト船を第二回天と稱せし

横濱新聞よ見えたり回天を原名イーグル蟠龍を原名イ
ンピロルなり

○ハイヨウ丸破船の事の別段新聞より譯出す

此船もとも日本へ買入れし船なりしが近來外國
へ買戻し運送船とかりて日本海を往來す

去る八日蒸氣船ハイヨウマル兵庫を描いて出帆せしは第
八時十五分の頃船の速力十五ノツよて進行するの間

按よノットといふ語を船の遅速をロフといふ器よて測り
定むる名目よして西洋一時即ち我半時の間よ英國里よ

十里の速かれを十々トといひ十五里の速かれを十五々トといふなり

浦賀沖プライモウト、ワクと名くる岩礁の東側にて沈没せり此船岩に當ると見えりや否や僅ヒミニエトの間は乗組の人数も荷物も悉く魚腹の葬となりたり嗚呼哀哉

プライモウト、ワクを西洋人の附けたる名なりおよそ海上の島岬岩ふとも各國の人其心覚えは自國の語にて名を附る事あり此岩礁を三浦岬の邊なるべし

此船よも日本人も北余に乗組み居りしが大抵皆沈没せしべし然らん免れざる者と僅し十中の一二は過ぎざるべし元

來日本海よもろくれば岩多く且不意に颶風の吹く事ありて熟練の船人も過ちて難に遇ふ事稀なりとせば航海者最深く注意すべし殊更此船よも日本の荷物多分積込みありしが海上損込の請合料を出さざりし故に皆荷主の損失とあるべし

海上損込請合の會社を西洋人通商の株とよ必これ有り西洋旅案内等の書に見えされど更し注せず

○正誤

第四號の四枚目よムルを女の名と注せり英の公使館に在る英人某告げて曰ムルといふ詞を飾りの名よて女の

尊稱ふるべし人名よも非ずと

第二號の四枚目よ佛のコンシールとありしと英のコンシールの誤ふり

去月も横濱港碇泊の外國船甚少りしが此節追々相増し四十二三艘あり當年も生糸種紙新茶輸出の時候ある故追々輻輳すべし然れとも輸出すべき荷物極めて少し
在留軍船も英六艘佛四艘亞一艘蘭一艘通計十二艘あり
大坂よても和蘭人がラタマの差圖よて化學并に理學の稽古場并請追々出來近日開校よ成るべきよし右學校の山用掛も田中芳男あり

有名の佛人モンブランも久く大坂よ在りしが七八日前横濱よ來着せり

○紀州侯上書の寫

武家大權を操り人臣 皇土を有す名義の紊亂もとより論を待たず二君一民天下其方を兩よす何を以て綱紀を張り萬國と並立し文化の治を致さんや是即徳川慶喜政權奉還の因て來る所ら然而して封建世祿の制俄に變り易うらざと雖も方今の勢舊制よ因仍し各藩各自の政令を施さむ令國の政體偏頗區殊國力隨て分裂せざるを得ず又何を以て綱紀を張り萬國と並立し文化の治を致さんや故に列藩各

其封土を奉還し萬機 朝廷より歸し政令悉く一より出しめ國
 力合糾闔州協和於是乎始めて綱紀を張り萬國と並立し以
 て文化の治を致すべし先覺の諸藩此より具ありて版籍歸
 朝の表を獻ず臣茂承惟よ是天地の公道よりして郡縣の制以
 て所不可已固より多言を待とざるあり故より臣先づ今日版
 籍を奉還し毫も政務に關うらば速より府縣を置き官吏を下
 し賜ふを待つのみ若夫臣の身も海岳の恩眷を以て近侍の
 末より列し洒掃の役より充てられむ僻陋の武弁揖讓の儀より
 せずと雖も誠意鞠躬敢て 隆恩の萬一を報し奉らざらん
 や抑容歲藩政改革の命を奉り乃藩臣津田又太郎なる者を

撰擧し一より之と相詢り世祿を廢し門閥を破り四民混一賢
 能擢庸の途を開く自ら以爲らく大よ 朝旨より戻らすと
 但今後の取捨も所賜の官吏の政に在るのみ在茂承不肖謙
 劣を顧みず敢て再び微衷を陳て謹對す誠恐誠惶昧死百拜

己五月

○郡縣論之二 第十五號の續き

舊帥府も百年所有の政權を 朝廷へ返し奉り遂より以て新
 政をなす是れ實に美事なりとせむ何くも往くとして此
 理より由らざらんや帥府既に帥府の權を返す天下諸侯も亦
 其權を返さざるの理あり苟も諸侯其權を返す時を郡縣の

勢成る事少くも難きも非ず然るも今郡縣の制を用ひんと欲して或も行をれ難きを患ひ者も益し諸侯とる者其土地人民を失はん事を恐れ藩臣とる者其禄位を失はん事を恐れて憚る所あるも似たり此の如くかれを郡縣の説を大に人情を憚る者として固り行をれ難かるべし今臣の考ふる所の法は抑れも復此患多くして甚便宜なる事多し其法諸侯も其土地人民を以て 朝廷の有とあり 朝廷よりを公例も治て其地の租税を收め従前與ふる所の石高を賜ひて其俸給として藩臣を皆 朝廷の臣として本禄を賜はば舊來も比するも少くも耗損する所無くして衣食玩好の欲も充

て、乏きを患へず軍國の大事士民の雜務に至るまで聊々念を榮ふ事無く優游暇豫として無上の閑人あり其人用ふべきの材あらを固より其貴きを失わざして直ち官階も升るを以て明散曠廢の憂を抱かず而して其藩臣とる者も亦其禄を失はずして位階も前も比すれを更も貴く有る者も拮据して役隸の如き業をなさず其暇力を用ひて文武の諸學科も從事することを得べし此の如くすれを後生晚進を皆其材も隨て登庸せられ全天下も涉りて功名を取るの路洞開し庸劣の名も少くも事も關わらずして力を家事も専らよする事を得べきを以て仰事俯育も於て亦患ふる所も

諸侯の爲よ之を計るよ固より良策よして藩臣の爲よ之
を計るも亦得計よ非る事無し然らむ則郡縣の制を用ふる
よ於て何の憚る所あらん

○

昨日箱館の松子并よ佛人ブル子等の一件よ付委よき新聞
一通を得とり紙數限ある故よ第十七號よ出さべし

中外新聞第十七號

明治二己巳年五月廿五日

東京出版

金札議

細川潤次郎

正金ありて後金札あり金札正金と並び行もるゝ事固より
論を待さず然れとも引換の法立よさるの間も金札の行も
るゝ事理を以てせざして勢を以てす勢を以て金札を行ふ
事權を以てこれを驅るよ非れも不可なり新鑄の貨幣成り
て引換への法立つべきも固よりこれを令甲よ掲げよれど
理を以て金札を行ふこと近きよ在りと雖も姑く權を以て

これを驅りて以て之を行しめ以て一大疑團を破らざる
事を得ず此の如くするの法如何曰姑く正金を停めて只金
札のみを用ひしむるも若らず此の如くすれど則ち他物を
以て比較する事毎きを以て又差等を生ずる事毎く政府の
符號は權ありて民心始めて定まるべし或人の曰子ガ説の
如くせむ恐らくも民間日用は供するは足らざる患あるべ
し答へて曰固より宜しく然るべきを以て更にも多く金札を
作りて供用の額に至るべし日よ定額を設けて正金と引替
へも正金收め盡さざるの際に新鑄の貨幣も亦成るべし或
人又曰國內の流通を此の如くして妨げ無し然れども開市
の地よ於ても外國人金札を取ること好まざりこれを極
ふの法いとゆるバンクある者を設くべし今設くる所のバ
ンクも猶政府の一部の如き者よして之を各所の裁判局に
屬し外國人我ガ物を買ふんと欲せし鷹洋ポンドを此よ出
して數の如く金札を受く國人外國の物を買ふんと欲し又
金札を此よ出せし又數の如く鷹洋を受く此鷹洋も紙よ
て所謂バンクノートの類よして可なり然るにも雙方互ひ
し紙を以て取引を爲すべくして又貨幣の品類佳惡を論ぜ
し使用輕便よして碍りなく且奸商私販の弊を防ぐよ足る
或人又曰我ガ買ふ所彼の買ふ所と數相均しければ其數相

消して足れり若し我が買ふ所彼の買ふ所より多けれど如何曰今輸出輸入の二品を較ぶれを輸出品既より多し況や目下生糸蠶卵紙茶葉の類將より陸續輸出せんとする時あるをや 己巳五月

○外國新報

亞墨利加合衆國よても去々平北方俄羅斯領二萬五千方里の地を買ひ入れし此地よても有用の材木及び石炭あるを以て其開發より取掛りし處石炭の出る事初めし思ひしよりも甚多く其上或る川上よ於て是まで俄羅斯人の知らりし黄金坑を見出しより依て數年を出てずして此地を買

入れし費用をも取戻すべく後來莫大の利益あるべしと云ふ諺よ運の向ふ所を錦上よ花を添へ雪中よ炭を送るといへるも亦うべあるうか

和蘭のフンシルゼ子ラールよて久く日本よ在留せしるンポルスブルク氏此頃恙なく本國へ歸着せし信報あり

蘇格蘭のガラスゴウより亞弗利加洲の西岸よ直達する蒸氣船路新よ開けて往來絶えずあり

英國よても北亞墨利加のカナダ地方よ少年の女子を移し人種を化育するの計議ある事既より久し此度又亞墨利加の西部よも五歳以上十歳以下の女子を移住せしむるの評議

あり

亞墨利加のカリホルニヤと唐國香港との間の海路往來益
 盛よして去一千八百六十八年一ケ年の間亞國より香港よ
 來る者人數四千零三十三人荷物六千八百五十六トン香港
 より亞國よ往く者六千零六十一人荷物一萬一千九百三十
 トン是よ依て蒸氣船會社よ收むる運送賃八十萬四千二百
 六十トルあり往來の日數を平均して亞より來る時も北八
 日及北一小時香港より往くよを北九日及北二小時あり
 譯者曰蒸氣船會社の利亦大あるら此船亞人の手よ在
 れも亞人の利あり唐人の手よ在れも唐人の利あり只此

二事を以て試よ比較するも十數年の間彼此の得失果一
 て如何ぞや蓋し互市の利を彼此互よ相往來すれを各半
 の利を得べく甲乙兩國の間は常よ往來し乙を只自國よ
 のみ坐守して他邦よ出る事無き時も甲の得る所必ず乙
 よ加倍すべき事贅辨を費さずして知るべきのみ世の通
 商互市よ志し國益を計るの人須く先づ意をこよよ着く
 べきふり

英國よて甲必丹コメル、の支配する大鐵皮船モナシチよ
 載する爲よ新よ至大の砲を造れり口徑十二インチより
 て彈の重さ六百斤と稱す矢張施條砲よして口より彈を裝

入すと云ふ

西曆四月十二日和蘭の造船場にて蒸氣船船號ラレン
来上りて船おろしをふりとり此船を日本朝廷よりの詔
一よて其工作を監督せしフローム氏と先年日本の爲に開
陽丸を造りし時工長の助役を勤めし者あり
亞墨利加合衆國の醫師ヒウソン氏乾きたる土を細く篩
ひ是を以て切癩を療治するの新法を發明しヒラデルヒヤ
の病院にて試験せし頗る良効ありと云ふ其詳なる事
水人の著書に就て見るべしと

○横濱新聞抄譯

五月十七日英國飛脚船入津し左の報告を得たり

亞墨利加より使節モトレイなる者を英國に遣はしとあり右
も先年より談判今以て相濟まざるアラバマ船の一件あり
此度の決答よりても亞英兩國の間は兵端をも開くべし
との評判まち／＼あり

日本及支那に在留する英國兵隊の總督ブランクル死去の
後コロ子ルノルマン暫く其代りし兵隊を指揮せしが此度
ブランクルの跡役をマシールゼ子ラル石イトヒーロドに
命ぜられしなり

三工天峽を今年第八月十六日佛蘭西帝通行の路其成功を

告げんが爲に用意専らなり

支那の使節蒲氏今猶佛國に在り近日寺漏生及我羅斯の都
よ往き其後英國に歸るべし

今月六日箱館を出帆せし船此港に入津す其話は六日まで
も箱館いまも落着く至らずと云其後の事は今日も平ふま
で確報なし

十六號の末に佛人ブリ子等の一件を記したる新聞一通
を得し趣を記せり然るに其文を遠近新聞第七號に出と
るを以て重複を厭て之を略す

○

此度制度寮に廢止の相成は由よて森五位を學校官判事加
藤弘藏を同權判事水本保太郎を一等教授を 何付神田孝
平を改めて下院の副議長を 何付由

○南亞墨利加大地震の事

前年を以大利國のセントヒウス山焚焼し火漿を吐出したり
しが幸ひよして火口より海面に向て多く流出せし故に土
人の損害とある事甚しうらさりしに今年又諸國に地震あ
り就中南亞墨利加のペルーに國よても地震の爲に難を蒙
る者多くこれあり依て英國と北亞墨利加合衆國より數
十萬金を送りて賑給せし由

○
開成學校の附屬地雜司ヶ谷に在りて物産方草木培養の用
に備ふ近日開墾成業の後をべり且一國の鳥糞を取寄せて
肥しとふし其効能を試んと欲す右鳥糞を西洋名ゴアノ或
又ヒアノ又ギアナとも云ふ其説新墾月誌卷二に見えたり
然るに其用法及効能を記しよる詳ある川子を得よれを近
日此新聞の次號に抄出し彼の月誌の缺を補えんと欲す

中外新聞第十八號

明治二己巳年五月廿八日

東京出版

○孝子利兵衛傳 佐倉藩士長谷川高經撰

孝子利兵衛を下總國印旛郡長熊村農かり高五石あまりを
持する貧民よりして家族九人を養へり生業は怠らすされど
も家極めて貧しく父を世を早うして母をことし九十六歳
の上壽を保ちぬ利兵衛歳五十あまりかれども自ら老をい
えず世よりひぐしく立働き家を貧しけれどもその色を見
せず母常は酒を好むをもて日毎は口よりあべる魚味を調

してこれをすゝめ春を花の本に誘ひ三伏のあつき日を傍
より打あふぎ田舎を蚊蠅多けれを已が蚊帳をとぶしけれ
とも母よを巳の時むりりの蚊帳を垂れ夜とゝもは枕をも
あふぎて眠りよ着りゝむ秋を耕作の入りの多きを告て少
きをいえず冬を老さる人を眠りよつくこと遅きをもて夜
とくるまで妻子を打つどへて手業のおべよ世の中のこと
何くれとなく物語して其徒然を慰め寒き夜をうねて心が
まへしてよき酒うまき魚を儲けて常よりも心ちよくこれ
をすゝむされども母を酒を好めるまくよをゝとなく言罵
ることあるも一言も敢てとぐをうゝき物語よいひま

ぎらゝ終よを母もおもをす突ひ興ドてやみぬ衣服を寒き
暖き時よ應し身よまとをゝ日用の品をその好みよ任せ之
をよてまつり湯あみ廁のことよ至りてもおみくゝのもの
かゝ難きも妻子よ任せず自らよく勤めて倦むことかゝ業
よ出る時も必ず其子細をつげつま子らよおほせて餘のこ
とをおきて老母よ勤めよといまゝめ入る時も高履ワラダツのまこ
先づ歸を告げ安否を問ふそのさま幼きものゝ母をゝとへ
るが如し役よさくれて勤むるの間母の事ゝぞゝも思ひや
まず衆よ先立ち勤め終りて其歸るを早うして母よ仕へん
事を欲す已が友どちと出る時も役畢れむ衆よ謝して歸路

を急ぐ或時友どち利兵衛を難していふ和ぬ一何イカおれを朋
 友のまじをりを捨テ世俗のつき合といふ事をしらす歸路を
 のみ急ぎぬるやと答ていふわれ朋友よ信あきことをしら
 ざるよもあらずとど日あみ不幸よして父を失ひ仕へ申す
 の日あきこと日頃うふしと思ふ所ありされどもいま幸
 よして年老るる母あれせめてをそれが在在すの間を心の
 及ぶりぎりも仕へむやと思ふよこそ朋友の交りも疎うよ
 ありとるあれさりとて我役よ出て勤むるの間友どち休ら
 ふといへども我を勞して逸を好まず人の勞を助けん爲身
 一人を以て盡すのみ我志を憐みよまひてをやく暇よまひ

ふんと打涙ぐみて言ふよぞ友どち等其言よ恥ぢてうさね
 て彼を非ふりといふものか一斯く行任坐卧よ心を用ふる
 こと世の常あらねむ能く教ふるとよあらねども一家の男
 女子うれ夫婦よ孝を盡すことうれが母よ仕ふるう如しさ
 れむ老母八十九よ及び一と藩侯郡宰よ命ありて養老
 の仁恤あり先の年すてよ兩度の賜物ありき母の喜びをさ
 らかり利兵衛を天よ拜し地をかみ喜びうきり無うり
 とあり大孝純粹の者よ一あれを天監あやまよすといふべ
 きう近隣を言ふよ及むず遠き村落までも孝子の名のうく
 れあうりうむ明治元年丙辰の春村長數人連署してその

孝狀を申せしを藩侯きこしめし同トき五月某の日郡佐
渡部又十郎郡吏池田善十郎等狀を奉ドテ利兵衛を郡廳よ
召しその純孝を賞せられ米穀の賜ものありうくりけれど
彼が面目を更ふり老母家族のよろこびととふるよ物なく
藩侯の在す方を伏し拜み感泣してやまざるの賜りよる米
を馬よ負もせて家よりつるよ鈴の付きとるをもて遠くひ
びきて聞へけれをすを孝子利兵衛のうへり來れるたとて
一村の男女途のほとりよ出でむうへて或をおがみ或をふ
きてしどしとよみもやまざりしとぞ予一日彼村よ至りて
傳聞を疑ふよをあらねど尚事の實を尋るよ前よ聞し異
らず感賞のあまりその拙きをうへりみすいささし筆よの
せてその傳を作る

○箱館戦争の事

五月十五日箱館を出帆せし亞船の報告左の如し
箱館の景勢彌以て切迫よ及び官兵の勢益盛なり脱走方の
軍船三艘の内四天をストロインヨールより放ちし彈よ中り
て粉碎し蟠龍を誤て洲へ乗り上げて破損し千代田を元來
古船おれを追し破壊せり只長鯨一艘のみ即今モロラン港
よ在り ○モロランを箱館の北浦の入海あり
陸軍既よ龜田の五稜堡よ逼り箱館よても一砲臺を乗取り

と云

○郡縣論之三

大小侯伯政權を奉返天下の大權一途に歸し四海一君億兆を統御し名正しく事順ひ久安長治の勢宜しく富岳よして之を四維するが如くある可し然りと雖も歴世繼統の君必ず喜怒愛憎節中らざること無きを保する事能はず雄略孝謙の如き史臣其失徳を諱むことを得ず若又不幸よして昌邑東昏の如き人あらざれば其政四海に遍く全國の民其禍を被り其害復^{ハルカ}に封建の上に出づ可し之を譬ふるに歳に水旱あり水歳よと卑下の地災を被り旱歳よと高燥の地災を被

る若し其國よ卑下の地高燥の地と相錯をらしめむ水旱の災よ遇ふとも只常額の半を失ふ可し之を憂ふるものありて全國の地を以て悉く卑下とし或も高燥とふさむ常時よを收むる所倍すと雖も水旱の災よ遇ふて悉く常額を失ふ可し地の一様ふらざるも猶封建の如し地の一様あるも猶郡縣の如し歳よ水旱あるも猶人主の賢愚あるが如くよして米額の多少も即民庶害を被るの大小よ類す是を以て古今の説者多くを封建の論よ左祖して偶郡縣の制を良とする者有りと雖も此弊を去る事を論する者無し苟も此弊ありらしめむ經國の良法其右よ出る者無し或人其法を問

ふ曰く帥府侯伯皆其政權を有せずして之を天子に歸す天子も亦宜しく之を私有せずして天下と共にすべし此所謂君民同治の法にして開明の諸國之を用ふ議法の權を以て議法官に歸し行法の權を以て行法官に歸し司法の權を以て司法官に歸して一も天子の權にあらざる事あり萬一差錯ありと雖も罪天子に在らずして萬民其謗を分つ方今廟議専ら此大本に據るを以て將來業成らむ從前郡縣の弊去るべし又之を譬ふるに治農の人有りて卑下の地にも多く渠堰を設け高燥の地にも多く瀦水を置き水旱の災を免れしむるが如し

其四

天下の人已に郡縣の制利ありて弊なきを見む列藩先を争ふて還封の請ひあるべし此の時より方りて國の大臣とる者其快に堪へずして漫に之を喜て粹に之を許すこと勿れ何者國典未だ立とらずして府縣の政も亦未だ具ならず所在の小吏姦蠹甚と多くして其民とる者も亦豪猾にして化を極するを喜び之を概論するに府縣の政列藩に比すれむ及むざる事遠きこと甚し今日府縣の數多からずと雖も牧民の官其人より乏しきの患あり東北の地にも新に府縣の設けあり此等の處へ人を遣ふるも已に若干の員を増加す可し若

一朝よして天下侯伯の地を擧て府と爲し縣とあして之が
官吏を遣らむ其人未ど必ずしも其撰よ中らず其治未ど必
ずしも其俗よ適せず紛々然として徒よ變更を事とせむ其
害智者を待とずして知る可きあり故よ列藩中の還封を請
ふ者も直ちよ其藩主を以て守令の任よ充て藩臣の政よ任
する者も各官若くも各郡の掾丞等の如き任よ充て從來封
建の入を動らさずして郡縣の勢を成す可し此の如くふれ
む所謂假借の法よして封建を改め郡縣と爲さんと欲する
の際慣用するの手段あり

中外新聞第十九號

明治二年己巳六月五日

東京出版

或る殿上人の話よ

主しも若年よまゝませども文學を好ませ玉ふ此度

御東幸の由道すべから吉原の驛よて供奉の公卿諸官人よ富
士山の歌をよみて奉らしめ玉ひぬ又此頃東京の畫家菊池
容齋のうける畫ども

天覽よ入れり彼翁を方今畫家の巨擘あること聞然する無
し其學才識見あるも嘗て著せる前賢故實を見て知るべし

然るに圖らずも其畫の近く

獻覽よ成さるるを實に翁が老後の幸と謂ふべしと

○郡縣論

水谷忱

先般より諸侯累々として奉還版籍の上表あり 朝廷之を
容易に納れず群臣も下議し其輿論に決せんと言ふ何ぞ其
れ上下至公の美あるや然りと雖も忱竊に謂らく上表果し
て其誠意に出るや將其性を矯むるや未だ知るべからざる
あり如し果して其誠意に出づるも一己の專斷に非ざりて
其家臣と熟議するや將重臣の裁決よて君を與り聞かず
唯上表署名のみや亦未だ知るべからざる也然らば一旦

廷議郡縣に決せしむ苟合雷同の諸侯翻然自悔し或も其市臣
を難し或も群下の爲に窘られ又も家臣朋黨を結んで相讓
責し舌戰縦横其極恐らくも内亂に至らんや既にして忱復
謂へらく必ず然らず何とかれも諸侯孰も封土を愛まざる
者あらんや然れども勢機に違ひ時宜と柶鑿し強て之を愛
むの弊や封國割據政律各異是に於て四海の内 王化周流
浹洽を得ずして國力實に乏國力分際あれを五大洲の茫渺
よる豈其虚に乘ずる者無きを知らんや是時に當り我が舉
國の浮沈安危預料るべからざれを區々の封土固に論する
よ足らざる也今諸侯君臣益々斯に鑒あり是故に寧封土を

奉還するも兄弟力を戮せて父母を擁護し以て全家堅牢の
安きよ若うずとの意あるべし果して然らむ郡縣の今日よ
急なるや必しも群議を待つ可うらす而して今の諸侯君臣
よ處するの道之を如何せん曰く諸侯を各舊住の地を易へ
不肖幼弱を除くの外其器局よ隨て大小の知國事と為し其
疆界隘闊難易を量て職俸を賜ふる差あるべし別よ賜ふ可
き世祿の采地も亦多寡不同と雖も上等一萬石よ踰ゆべし
らす其家臣の如きも皆 朝士の班よ入れ各自舊祿よ基き
て至當の歳俸を賜ふり今日土着の儘知國事の屬官よるべ
し其知國事ふるものも政蹟よ由りて黜陟の典あれも自ら

國地易をるべけれ共屬官よ至て故と一藩士同任よて動も
すれを舊章よ泥み自ら一新の道よ果決無けれも勤惰の褒
貶必すも其地よ限らず知國事よ效ひ往々方所を易へ何
れの國も各士雜任し討論參差最可あらん歟

己丑月

○外國新報

亞國ワシントン府四月廿三日の報告よ曰今朝モバ島よ
の書狀よモバの兵と西班牙の兵と烈しき戦ひあり亞國の
ビララルダマン援兵を出して大よ西班牙を敗る死傷甚
多し亞國方よも手負死人合せて凡四十五人ありしと云ふ

即今ヨルダンの麾下に大砲隊も附屬し銃卒も新式のライフルを携ふる者一萬七千人あり

又ニウヨルクの報告に四月廿二日セネガルオド子ル西班牙人との戦ひに討死せし由右を去る一千八百五十七年南北戦争に陣没し有名の大將オド子ルの子ありと云ふ電機信報に英國と佛國と會盟して是班牙を助け亞國と敵對する約束を定めし由をり來れり然れども此報告をいまだ信疑を決し難し

或を曰ペーリム一國より二艘の大鐵船を出してギバ合衆國を助くるの用意をなすと

青眼外史按るよキバを其長さ三百里の大島にして大と殆ど和蘭領の瓜哇島と同しく物産頗る多く海船幅湊の地かり古昔是班牙の威ありし時を墨是可以南南亞墨利加の地方大半皆其領地たりしと漸く叛き去りて方今僅よキバポルトトリコハイチの三島を餘すのみポルトリコを小島にして他の二島の比よらざハイチを頻年叛服定まらず今告し是班牙人キバを失ふ時をハイチも亦叛きて之よ合せん事疑ひ無し故よ是班牙よ在て在力を竭して之を争をさるべからざ然るよキバ人苛政に困みて自立を謀る事一朝一夕の故よ非ず現在墨西可智里白

の諸聯邦皆是班牙の舊領地にして彼の羅東を争れよる者かれを力を合せてモバを助けんも亦知るべからず加之英吉利と北亞墨利加との際アラバマ船の一衅端有れを彼此兩黨に分れて大戦争を起すまときものよ本あらざ尚後の新聞を待つのみ

北亞墨利加より英吉利と相通する雷機報告の定價今年第七月一日より十語より二ポウンド十語以上を一語より四シルリンと極りよる由

一ポウンドを四ドル八分よあよる一シルリンをポウンドの五分一あり

○蝦夷地産物考略

柳河春蔭 述

蝦夷地開拓の事よ付ても建白書及び考説の類も多く出て士君子の既知よ係ると雖も今度重ねて御下問有りよよりて更よ新よ之を議すべき参考の爲よやあらん吾が柴扉を叩きて鄙見を訪ふ人屢とれあり吾足跡未と嘗て其地よ到らず何よ由てり其詳を知らん只先輩及び友人よ聞く所を録して以て扉を叩くの人よ應するのみ大方博識の覽よ供せし只醫術を蓋ふの料よ充つべきのみ
石炭及び諸金坑の利益一これあらん只其人を待て行ふべきのみ故よ姑く之を論ぜず

よらん 漢名青魚 我が邦人と之を蔑視すれとも外國よても
頗る佳好の交易品なりサルヂニヤ國のいわし和蘭英吉
利率のよらんも洋外諸邦通じて食料とせず今其漁獵の
時を撰び外國の式に隨て鹽漬油漬とせず交易品の一に
供ふる時を其利少からざるべし

鯨獵 往年箱館在留の亞人嘗て試みされとも漁人の巧者
無かりし故に利無くして止みぬ然れども友人飯田叔音
嘗て紀州熊野浦の鯨漁に馴る漁夫輩を伴ひ彼海濱を
巡見して其必利あるべきを鑒定せり
材木 其多き事勝けて代り盡すべからず

苧麻 自生の者多し織て布とすべし尚布に織り紙に漉く
べき植物の類皆採りて益あるべし

消石 漁獵を盛よすれを必ず腐敗すべき汚物夥く積累す
是よ土を和し凡雜水を焼きて灰とふして之よ加へ積み
て丘の如くふし置く時も二三年の後夥き人工消石を得
べし扱消石を取りとる滓土を即ち耕稼すべき良性の土
なり是れ只少しの人工を費すのタよて一舉兩得の策な
り此地の氣候寒しと雖も麦を種れを必ず熟すべし且土
地漸く開け人烟益多ければ氣候も自うら温和よ成り行
くべし下土ありても動物の腐朽体無ければ消石速よ成

らず蝦夷地に在るを消石を造るを最便の手段とす
此他考説近日續刻

◎追加新報

官軍の飛報は箱館亀田數度の烈戰終は官軍の全勝とあり
殘兵皆降服し五月十八日平定は及びし由

悅兵度と箱館の市中は放火せしが幸よして焦土と成らず
運上所外國人住居等類焼無き由尚安しき事を次の新聞に
出すべし

去るに七日を横濱に入津せし外國の高船軍船合せて十六
艘帆檣海に列り祝砲の聲天は轟きしり

中外新聞第廿號

明治二己巳年六月十五日

東京出板

横濱新聞の抄譯

英吉利國王子不日に来著あるべき旨度と報告あれども未
隨ふらず多分當六月の末より七月初旬までの間あるべし
と云ふ

英國コンシルフレタル氏五月廿八日病死す廿九日之を葬
る

フレタル副名をラクラン一千八百五十八年十二月初め

て通弁の爲は江戸より來り英國公使の附屬す一千八百六十年八月より箱館に在勤し翌年長崎に往き一千八百六十二年コロチルニール氏に附屬し薩州鹿兒島戦争の時軍船中に在りて翻譯通弁を主り戦後彼此應接の事に付て大に盡力せり六十六年一たび本國に歸り翌年再び兵庫のコンシブルマイブルグの添役となりて日本に來り程多くマイブルグの跡役を命せられてコンシブルと成り此の如く殆ど十年の間日本に在留するを以て善く事情に達し能吏の稱ありしを惜むべし僅に三十六歳にして病故せり

五月廿四日第二時の頃品川を通行する馬車に向ひて力を抜き切り掛けんとして武士あり衣服を半む洋服に類して頗る華麗の出立ち幸ひは御者の一鞭によりて馬の走る事飛ぶが如くして此難を免れし

○箱館記聞

脱走兵悉く降伏の後官軍龜田の五稜郭に入り大小砲の布置彈藥兵糧の貯處湟の堀方等を一一巡見せし其構成の巧みなる事實に感嘆し堪へしり流石に榎本大島を始め西洋學術に達せしを見るに足れりし或る隊長の話あり官軍箱館に上陸し定めて残酷屠殺を恣にするあらんと脱

兵も土人も恐怖せしと思ひの外静りある事にて病院などへも薩州の隊長自分も召越し怪我人を厚く慰問し酒食を賑給しあとして恩恵を施せしうむ其事速は五稜堡の守兵も聞こえて終は榎本も歸順を勧むる者あり是は因て速は落著る及びりとぞ

戦争中も死力を盡して相挑みしが降順の日に至りては上
下肅然として謹慎の誠を表し少しも騷擾の事無之由

官軍の死傷二百餘人脱兵の方を餘程夥しき死亡あるべし
怪我人を追々東京の病院へ来るべし

脱兵の内少く對州を指して再び脱走せしものあり是を長

州の兵隊速は追討は向ひし由

○松本藩内山摠助建白書の寫

乍恐輕輩の身を以て彼是を言上は依を恐入は共 皇國
御一新の時は當り聊かりとも 此國益は爲筋と奉存の間
身分を不顧を言上は私式や上はまでも無は座は共位と
中文字を人よ立られを用は故百姓町人よても金銀澤山よ
所持仕はへも大名家來侍分用人格ふと、相唱へ自然と位
は取付やはへ共同ト 王土の民よ生れあがら穢多非人の
類を何程金銀澤山よ所持仕はても諸人の交も出來兼人倫
の外の松は相成居は是等を何等の家筋よて何故は別人よ

相成居ハ哉同ト世界ニ生れ同ト日月の下ニ住居致おがら
右体身分垣外ニ相成居ハ事歎ク一キ次第ニ存存ハ穢多非
人の家を照一玉ふ日月とても草木水の流までも更ニ隔無
ハ病ハ穢多村より流出ハ水も高貴の庭ニ流入ヤハ場所も
ハ座ハ一だ唯人界むり此の如く相隔ハ事如何成ハ趣意
ハ病ハ哉穢多の本名長吏と唱ヤハ右文字を一郡主長の
名ハ病ハ右文字ニもとづキ愚案仕ハ一ハ往古を左のみ
不淨の人物とも相見え不ヤハ是を人體ニ譬ヘヤハ一ハ口
より出るを清淨と云ひ下より出るを不淨と相唱ハ一ハ如く
能ク勤考仕ハ一ハ皆同ドロより飲食仕ハ一ハ本來一物ニ

ハ病ハ右の穢多非人の類も是等の理合ハ病ハ間此段宜
クハ汲分相成以來ニ 皇國六十余州の穢多非人の名號を
ハ廢一新ニ革屋組革屋職と唱替ハ百姓町人同根のハ取扱
マテ縁組等も勝手次第ニ 病ハ差免一ニ相成ハ一ハ世間廣
ク附合も出来可ヤ且穢多村除地の分百姓地同根ニ租税相
納めハ根相成ハ一ハ 病ハ國益も又莫大のハ事マテ數十萬
石とも可相成ハ右を聊 病ハ國家のハ爲筋とも存存ハ間無
學不才の拙筆を不顧見込の趣意奉言上ハ謹上敬白

○日尾氏女直子の文章一則

夫方今洋夷の奸謀 皇朝ニ逼迫せる源を思惟するニ 皇

國の士民洋物の新奇を好み衣服器械を始め無用の翫物禽
獸に至る迄先を競ひ千金を顧ず其新を有するは相誇れる
が所致歟併洋服の如きを砲戰を專と爲す今時は用ひて進
退動止頗る便有り銃炮又然りと聞くといへとも名色を事
とする徒動もすれど知彼知己と云を口實と一國體は於て
大害の因る所を遺れ終は 皇國の大患を釀熟したる既往
を今論して無益更は葵を憂ふる痴情を詢より井蛙人耳を
味くす抑洋夷 皇國は貿易し得るの金銀性美あらざるは
由も兼金は改易し貶えん事を促責頗おらざる推すは弁論の
理を以てし難く將償財用ふべからず設令用ふ共夷又從て

貪るの術狼蟻の食と甘とを求慕するは同一あるを何とせ
ん夷狄元來今日に至らしめ力を費さず 皇國を并吞せん
と數十歳含蓄の黠計熟秋を待ち得しおれど在位の列賢是
潛心有りし將來を防ぐ可く大政興發を廢幾す洋夷固より
已れは陳腐し用るは足らずとする銃炮器械を舶來し我士
民新を悦ぶの機は詭遇し我財を誑奪し今善を以て精巧と
し作驚げるを未精と稱す無限の欲有限の財を取り盈猶厭
らざるの情實豈帝財のみあらんや 皇國の危殆此くの如
くに至り凡 皇國は生れて血氣ある者孰れり悲慨無ら
ん所詮而今以後洋夷入船の兵器等人く得て私に買と平時

洋服するを禁し且外夷の敵し干戈を動かさざるの信を内
 我億兆は知らしめ外各國通信の條約を變渝せざる綱紀以
 て夷を待し國用足るを待つを示すは我人民恒産有らしむ
 る制度を以てせんう冀くも在上の賢能外夷の遠謀晚成を
 期する機黠は對へて 皇國維持の大義は基するは先迷後
 得の元徳を體し莊以て臨御あらむ下誰は求有て翫弄の物
 を銜ん彼北邊は則批を逞く為す凶賊亦夷は被售を知乎否
 皇國を要するの事跡惡む可きを勿論あら 王政公明平
 正を仰き得む生を 皇國は稟けし人如何ぞ思服の時無ら
 む之は與ふるは北邊鎮守の任を以てし之を論するは大義本

末を以てすれ共驕子猶陽順陰逆の邪曲を不出夷の為し我
 國土を蠶食の企有るの後其罪を鳴し征討有るも遅らざ
 るべし 皇朝を憂る英傑國運此極に至りしを疾視は堪へ
 ざるの忠憤外夷を刺さんとすれを大典は戻るの義且 皇
 朝の患増益せん事を重んじ不得已夷を尊信主張するの徒
 を膺懲し一死を潔くする者多きの至我 皇基を誰り宇宙
 と共に豎立せんと隘胸の悲痛遺存は處毎く敢て復祀人の
 憂を述べ蓬髮頭陀

○新出書目

洋兵明鑑 三より五まで

三冊

英國軍艦刑法

一冊

旗章説略

一冊

ピ子ヲ氏英文典

一冊

右四種慶應義塾 藏板

化學入門 外編

一冊

右 桂川甫策

譯

石橋八郎

明治二年

官許刊行

柳河氏藏板

發兌

東京本町四丁目

上州屋惣七

